

令和8年10月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年10月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	蔵の街観光バス株式会社（法人番号：5060001016316） 代表者 栗原 信好
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 栃木県栃木市大宮町2745-2 （本社営業所） 栃木県栃木市大宮町2745-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第7項
(6) 違反行為の概要	令和8年7月21日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)アルコール検査状況の写真記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第7項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)法人の役員変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第8号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

令和8年10月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

山梨運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年10月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社飯丘観光（法人番号：2090001004758） 代表者 秋山 武弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 山梨県南アルプス市飯野新田676 （本社営業所） 山梨県南アルプス市飯野新田676
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年8月24日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

令和8年10月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

群馬運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年10月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	平井交通有限会社（法人番号：6070002021511） 代表者 富川 千恵美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 群馬県伊勢崎市平井町1085 （本社営業所） 群馬県伊勢崎市平井町1085
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年8月6日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

令和8年10月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年10月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社飯山観光（法人番号：6021002037221） 代表者 小林 久美子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 神奈川県厚木市飯山4622 （本社営業所） 神奈川県厚木市飯山4622
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和8年7月17日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2) 業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)